

飼料販売業者の皆様へ

台風等災害で飼料の保管施設が浸水・冠水した場合、汚泥中の重金属による汚染やカビ繁殖によるカビ毒汚染、病原微生物による汚染等が保管施設で生じる危険があります。

汚染された保管施設もしくは汚染された疑いのある保管施設で保管していた飼料については「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」第3条及び第4条の規定により、販売をしてはならないこととなっております。

このため、浸水・冠水した保管施設の飼料については、

- ・冠水・浸水による保管施設の汚染の確認
- ・汚染されている場合は販売しない
- ・汚染のない場合も外部包装の洗浄・消毒

等の対応をお願いします。

